

新規事業

歯周病検診を実施します

共済組合では平成22年度から、疾病予防対策の一環として歯周病の早期発見、早期治療を図ることを目的に歯周病検診を行うこととしました。

対象となる方は、ぜひこの機会に検診を受けて、歯の健康状態をチェックしてください。



対象者

平成22年度内に40歳以上5歳刻みの年齢に達する組合員の方

検診内容

歯周組織の検査、問診、指導

実施検診機関

茨城県歯科医師会と提携した県内の歯科医院
*実施できる歯科医院の情報は、対象者にあらかじめご案内します。

検診期間

平成22年6月1日から
平成23年3月31日まで

検診の受け方

- ①希望する歯科医院に電話予約をします。
- ②共済組合が対象者全員に「歯周病検診受診券」及び「受診票」を配付しますので、これを持参し窓口へ提出してください。
- ③検査要綱に沿った歯周病検診を行います。検診結果に基づく歯の治療を行う場合は、保険診療となりますので、「組合員証」を併せ持参してください。
- ④検診終了後、検査結果に基づき指導・説明があります。
*対象年齢に該当する方には、本年5月下旬に所属所をおし関係書類を送付します。

自己負担額

1,000円
検診日に窓口へお支払いください。残りの費用は共済組合が負担します。

歯周病とは：

歯の周りの歯ぐき(歯肉)や、歯を支える骨などが破壊される病気で、かつては歯槽膿漏と呼ばれていました。歯周病は、40歳以上の85%がかかっている病気であり、これを放置しておくとなら生活習慣病やガンになるリスクが大きくなり、事前に予防

することが大切です。

この検診事業は、5歳刻みの年齢の方に実施することとなつていきますので、対象となられた方は歯に対する正しい知識を身につけるためにも、ぜひこの機会に受診されることをお勧めします。

年度別インフルエンザ予防接種助成事業利用状況一覧
(接種期間は10/1から翌年1/31まで)

	平成19年度 利用状況	平成20年度 利用状況	平成21年度 利用状況	
組合員	①季節性インフルエンザ(人)	6,847	7,897	6,711
	②新型インフルエンザ(人)			3,005
	③合計(①+②)(人)	6,847	7,897	9,716
	組合員人数(10/1現在)(人)	28,302	27,579	26,953
	利用率(%)	24.2	28.6	36.0
被扶養者	④季節性インフルエンザ(人)	11,445	12,944	11,257
	⑤新型インフルエンザ(人)			4,881
	⑥合計(④+⑤)(人)	11,445	12,944	16,138
	被扶養者人数(10/1現在)(人)	35,494	29,462	28,625
	利用率(%)	32.2	43.9	56.4
総利用者数(③+⑥)(人)	18,292	20,841	25,854	
組合員・被扶養者の人数計(人)	63,796	57,041	55,578	
総利用率(%)	28.7	36.5	46.5	

*1人2回接種した場合は2人、3回は3人、以下同様にてカウントしています。

平成二十一年度のインフルエンザ予防接種一部助成事業は、季節性インフルエンザに加え想定外の新型インフルエンザの流行により一時は大変心配しましたが、毒性が低いなど安心したこともあり、それ程の混乱も無く実施することができました。しかし、左記の年度別利用状況のとおり、前年度を大幅に上回る結果となったため予算においても大幅超過となりましたが、多くの組合員及び被扶養者の方にご利用いただき、インフルエンザの流行を抑え

また、請求書締め切りは、毎年二月末日当組合必着となっておりますので、期限厳守をお願いします。
また、請求書締め切りは、たことに少なからず寄与できたものと分析しています。予防接種料金の請求にあたっては、病院で発行する領収書の形式が様々であるため、当初より少なくなつてはいるもののまだまだ不備が多いので、病院で領収書を受け取る際は、記入漏れ及び領収印漏れがないかどうか等、必ずご確認いただいてからお受け取りください。

インフルエンザ予防接種助成事業 ◆平成二十一年度の利用結果◆